

# 避難確保計画の作成に係る 説明会

---

令和8年3月18日

千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課

# 次 第

- 1 水防法及び土砂災害防止法により生じる義務
- 2 千代田区において想定される水害
- 3 災害種別ごとの避難行動
- 4 避難確保計画の作成について
- 5 今後のスケジュール
- 6 質疑応答

# 1 水防法及び土砂災害防止法により生じる義務

## 水防法及び土砂災害防止法に基づく区域の指定

- 国や東京都が区域を指定・公表
- 千代田区においては下記の4つが対象
  - ① 荒川洪水浸水想定区域
  - ② 神田川流域洪水浸水想定区域
  - ③ 高潮浸水想定区域
  - ④ 土砂災害（特別）警戒区域

## 地域防災計画への要配慮者利用施設の指定

上記の区域内に位置する要配慮者利用施設を、千代田区が地域防災計画上で指定

➔ 施設管理者・所有者に対して、各種法令上の義務が生じる

# 1 水防法及び土砂災害防止法により生じる義務

## 【参考】要配慮者利用施設の範囲

施設分類	種類
高齢者施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人協働生活援助事業の用に供する施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育園（認可外含む）、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設 など
障害児・者施設等	身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設 など
医療施設	病院・診療所・助産所（有床に限る）
教育施設	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校 など

※ 千代田区地域防災計画風水害対策編（P.5-2）より抜粋

※ 平成29年6月19日付国水政第12号による「水防法等の一部を改正する法律の施行について」で示されている内容を参考としている

# 1 水防法及び土砂災害防止法により生じる義務

## 地域防災計画へ指定された要配慮者利用施設の所有者・管理者の義務

### ① 避難確保計画の作成

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成する。

### ② 避難確保計画の報告（提出）

避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市区町村長へ報告する。

### ③ 避難訓練の実施及び報告

避難確保計画に基づき、職員や可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらい、訓練を実施するとともに、その実施結果を市区町村長に報告する。

# 2 千代田区において想定される水害

## 外水氾濫

- 大雨によって河川の水位が急激に上昇し、堤防から水が溢れ出す、堤防が決壊するなどして河川の水が市街地等に流れ出すこと。
- 千代田区の場合は、荒川、神田川及び日本橋川で被害が想定される。



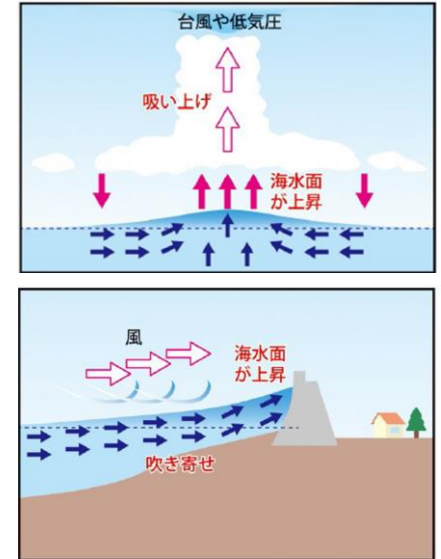
### 参考：内水氾濫とは

- 大雨により側溝・排水路・下水道の排水能力が限界を迎える、河川の水位上昇により下水道を逆流するなどして、市街地等に浸水が生じること。
- 東京都においては、浸水想定区域はまだ指定されていない。

## 高潮

- ・ 低気圧による海面の吸い上げ
  - ・ 風による吹き寄せ
- などにより発生する。

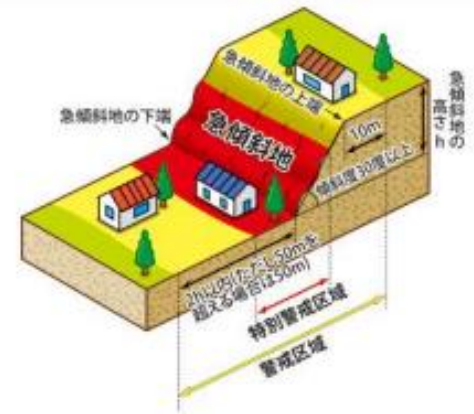
高潮により海面が上昇することで、河川の水位も上昇して氾濫したり、東京湾の護岸を超えて海水が流れ込む（越波）などして、海から離れた千代田区でも被害が想定される。



## 土砂災害

土砂災害は、  
①がけ崩れ ②土石流 ③地すべりの3種類に分けられる。

このうち、千代田区で想定されるのは①がけ崩れのみ。  
がけ崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象。

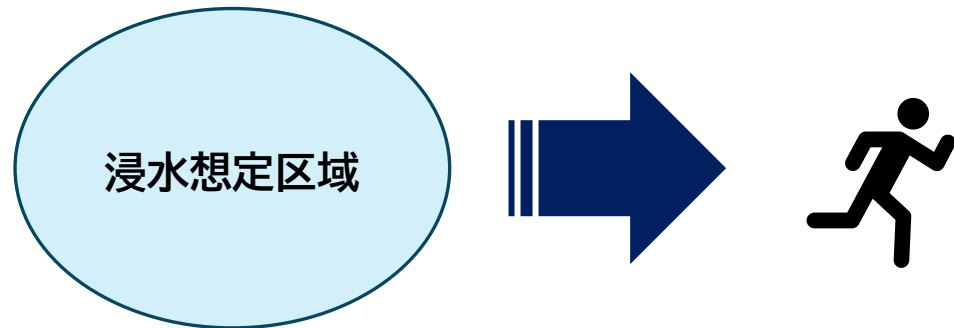


### 3 災害種別ごとの避難行動

#### 避難行動には種類があります

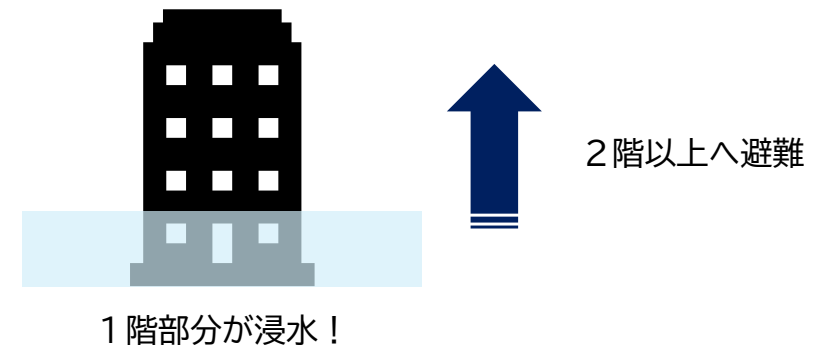
- 避難の方法には、大きく分けて2つの種類がある。
- 災害種別にあわせた避難行動をとることが重要。

#### ① 立ち退き避難



- 浸水想定区域の外に出る（立ち退く）避難方法。
- 水平避難ともいう。

#### ② 屋内安全確保



- 建物内の上階に逃げる避難方法。
- 垂直避難ともいう。

- 水害は基本的には事前に予測できることから、立ち退き避難が最も望ましいとされる。
- 一方で、想定される浸水深等から建物内でも安全が確保可能と判断できる場合は、屋内安全確保も選択し得る。また、立ち退き避難を行うリードタイム（時間的猶予）が無い場合は、屋内安全確保が必要となることもある。

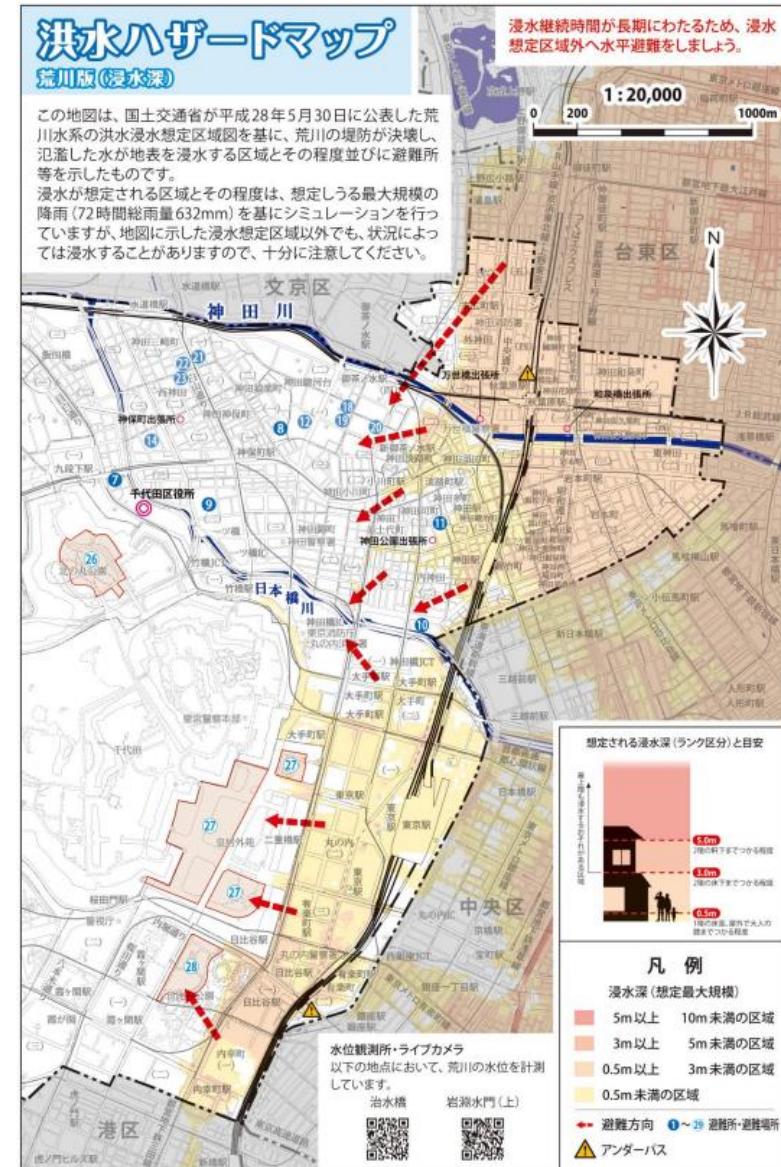
### 3 災害種別ごとの避難行動

#### 荒川洪水

- 荒川の堤防が決壊してから、氾濫水が千代田区内に到達するまでには、およそ12~24時間かかる  
➡**浸水するまでにリードタイム（時間的猶予）がある**
- 荒川の氾濫による浸水は、長いところでは2週間程度水が引かないことが想定される  
➡**想定される浸水の深さより高い場所に避難できても長期間取り残されてしまう恐れがある**



浸水想定区域の外に逃げる  
**立ち退き避難（水平避難）**が原則！



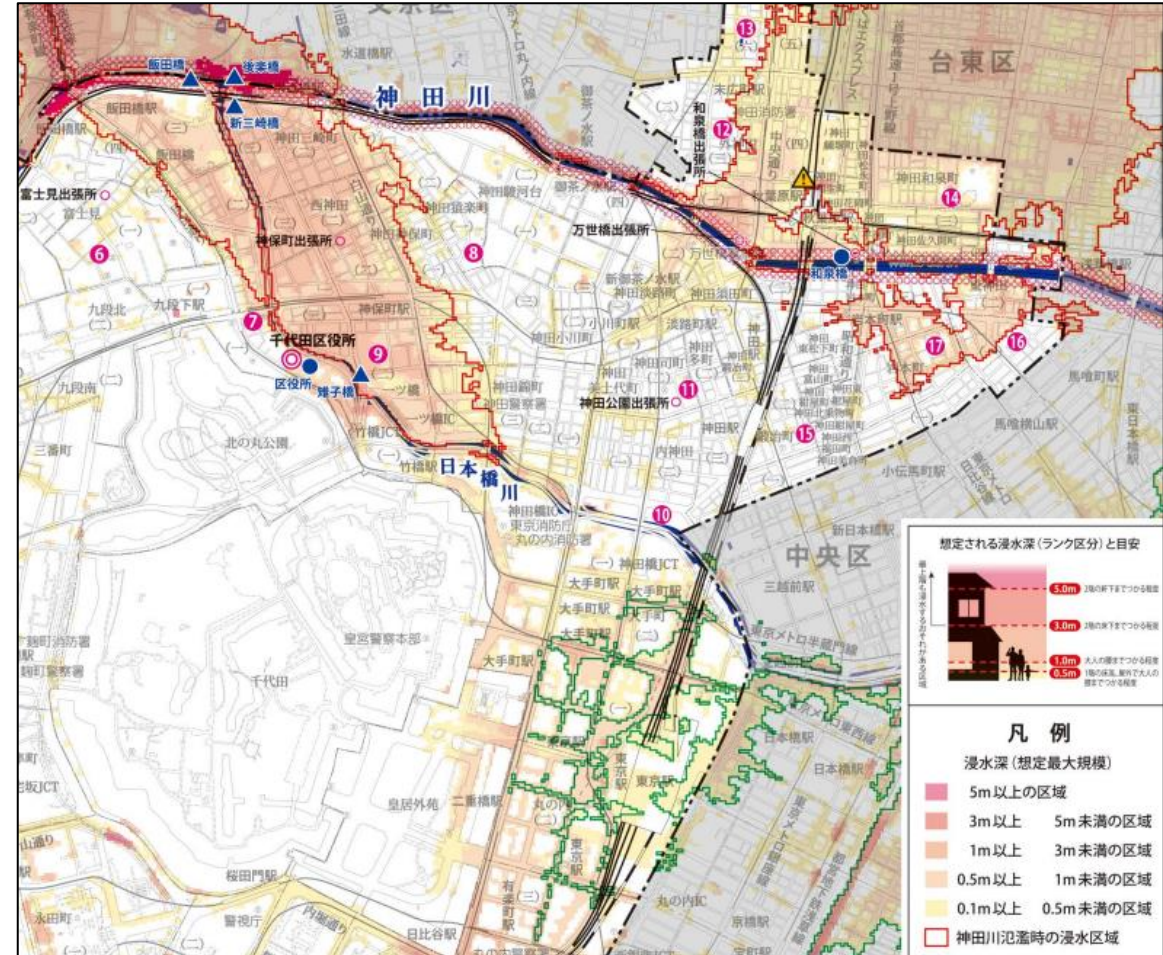
### 3 災害種別ごとの避難行動

#### 神田川（日本橋川）洪水

- 神田川及び日本橋川は川幅が狭く、大雨が降ると急激に水位が上昇することが想定される。  
➡リードタイム（時間的猶予）が少ない
- 一方で、浸水想定区域のほとんどの部分で、12時間未満で水が引くと想定されている。  
➡屋内安全確保を行っても、建物内で長期間取り残される心配が少ない



建物内の上階に逃げる  
**屋内安全確保（垂直避難）**が原則！



### 3 災害種別ごとの避難行動

※ 立ち退き避難が必要なエリアもあります



- 神田川の川沿いには、**家屋倒壊等氾濫想定区域**が存在。
- 氾濫流や河岸浸食により、建物が倒壊・流失する恐れのあるエリアのこと。
- 建物が家屋倒壊等氾濫想定区域の中に位置する場合は、建物内では安全を確保できないため、**早期の立ち退き避難**が必要となる。



堤防決壊による家屋の倒壊



河岸侵食による家屋の流失（朝日新聞社提供）

▲ 家屋倒壊の被害例

（出典：国土交通省『水害ハザードマップ作成の手引き』）

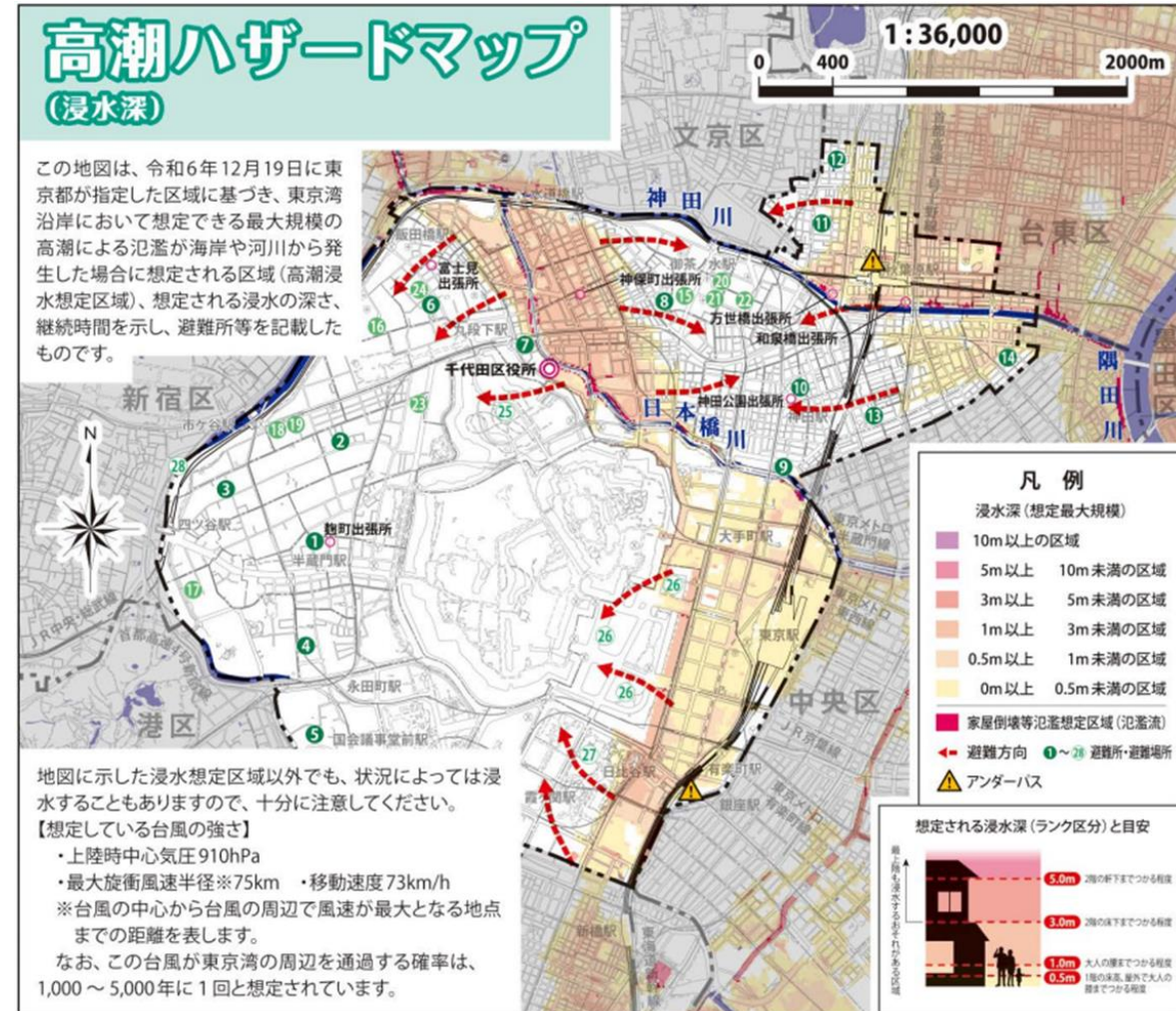
# 3 災害種別ごとの避難行動

## 高潮

- 高潮による浸水被害が想定されるのは、超大型台風の接近が予想される場合である。  
➡数日前からテレビ等でも報道されている状況が想定でき、事前に予測可能であることから、リードタイム（時間的猶予）がある
- エリアによっては、1日以上あるいは1週間以上水が引かないことが想定される。  
➡想定される浸水の深さより高い場所に避難できても長期間取り残されてしまう恐れがある



浸水想定区域の外に逃げる  
**立ち退き避難（水平避難）**が原則！



# 3 災害種別ごとの避難行動

## 土砂災害

- 突発的に発生することがほとんどである。
  - 木造住宅であれば流失・全壊させてしまうほどの破壊力を有している。
- ➡建物内で身の安全を確保できるとは限らない



土砂災害警戒区域の外に逃げる  
**立ち退き避難（水平避難）**が原則！

※ただし、外への避難がかえって危険な場合は  
建物内の崖から離れた場所や2階以上に移動する



### 3 災害種別ごとの避難行動

例えば、神保町出張所（神田神保町2-40）の場合・・・



浸水深は  
「1m以上～3m未満」

▲ 洪水ハザードマップ神田川版（浸水深）

### 3 災害種別ごとの避難行動

ステップ0

施設周辺の災害リスクを確認する



浸水継続時間は  
「12時間未満」

▲ 洪水ハザードマップ神田川版 (浸水継続時間)

### 3 災害種別ごとの避難行動

- 区HP等で公開している「千代田区ハザードマップ」を参照して、施設の災害リスクを確認します（[https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/2086/hazardmap-jp\\_4.pdf](https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/2086/hazardmap-jp_4.pdf)）。
- 詳細な浸水の深さなどをより細かく確認したい場合には、国土交通省などが提供している以下のサービスが活用できます。

- 浸水ナビ（国土交通省）：荒川洪水浸水想定区域の細かい確認が可能。  
<https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=138.73535156250003&y=35.35321610123823&z=5>
- 浸水リスク検索サービス（東京都）：神田川流域洪水浸水想定区域の細かい確認が可能。  
[https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho\\_seibi/risk/kensaku.html](https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html)
- 高潮リスク検索サービス（東京都）：高潮浸水想定区域の細かい確認が可能。  
<https://www.takashio-risk.metro.tokyo.lg.jp/pub/hazard/map.html>
- 重ねるハザードマップ（国土地理院）：指定した住所地の災害リスクが確認可能。  
<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/?ll=35.353216,138.735352&z=5&base=pale&vs=c1j0l0u0t0h0z0>

# 4 避難確保計画の作成について

## ひな形等のデータについて

- 計画ひな形や訓練実施結果報告書の様式は、区HP上に掲載しております。ダウンロードの上ご使用ください。

浸水想定区域等内の地下街等および要配慮者利用施設の避難確保・浸水防止計画の作成

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/bosai-taisaku/fusui-dosha-saigai/keikaku.html>

- [【作成例】避難確保・浸水防止計画（単独施設）（ワード：128KB）](#)
- [【作成例】避難確保・浸水防止計画（接続施設）（ワード：134KB）](#)
- [【届出様式】避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書（単独施設）（エクセル：33KB）](#)

（注意）東京都地下街等浸水対策協議会に参画している施設は、「接続施設」の作成例をご使用ください。

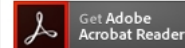
### (2) 要配慮者利用施設の所有者または管理者向け計画作成例および報告書

- [【作成例】（社会福祉施設）避難確保計画（エクセル：734KB）](#)
- [【作成例】（医療施設）避難確保計画（エクセル：734KB）](#)
- [【作成例】（学校等）避難確保計画（エクセル：722KB）](#)
- [【届出様式】避難確保計画作成（変更）報告書（要配慮者利用施設）（エクセル：33KB）](#)
- [【報告様式】避難訓練実施結果報告書（ワード：40KB）](#)

### 要配慮者利用施設の避難確保計画作成についての説明

令和3年9月に実施した、要配慮者利用施設の避難確保計画作成についての説明会の動画を公開しています。計画を作成・修正する際にご活用ください。

- [【動画】避難確保計画作成について（外部サイトへリンク）](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ1

該当する災害を「対象災害選択シート」で選択する

### 「対象災害選択シート」

- ・対象となる災害を選んでください。
- ・自衛水防組織の有無を選んでください。

入力項目	入力セル	入力例
<b>(対象災害)</b>		
洪水（荒川）	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外      ○/×
洪水（神田川）	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外      ○/×
高潮	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外      ○/×
土砂災害	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外      ○/×
<b>(自衛水防組織)</b>		
自衛水防組織	<input type="radio"/>	○：有り、×：無し      ○/×

- 計画ひな形エクセルの別シート「対象災害選択シート」で、対象となる災害を選択します。
- ステップ0での確認結果に基づき、施設が対象となる災害を○に、対象とならない災害を×にします。
- 自衛水防組織※については、設置する場合は○に、しない場合は×にします。

### ※ 自衛水防組織とは

各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮にもとづいて施設利用者の避難誘導や施設の浸水防止活動を行う組織。設置は水防法上の努力義務となっている（第15条の3 第7項）。

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ2

## 「計画の目的」「計画の報告」の確認

- ひな形に記載されている内容を確認します。
- 必要に応じてご修正ください（特になければこのままで構いません）。

1 計画の目的
<p>この計画は、本施設の利用者の洪水（荒川）時・洪水（神田川）時・高潮時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。</p> <p>また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水（荒川）・洪水（神田川）・高潮・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。</p>
関連法:水防法、土砂災害防止法
2 計画の報告
<p>計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を千代田区へ報告する。</p>

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ3①

## 施設の利用者数・職員数の確認

- 本計画が適用されることとなる、利用者及び施設職員の人数を確認します。
- 「昼間 or 夜間」「平日 or 休日」に分けて算出し、記入します。

3 計画の適用範囲  
この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	施設の状況											
	平日				休日							
	利用者		施設職員		利用者		施設職員					
昼間	約		名	約		名	約		名	約		名
夜間	約		名	約		名	約		名	約		名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその数でもよい）  
※昼間は通所と入所の合計人数を記載  
※夜間は入所部門の人数を記載  
※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

社会福祉施設のひな形の場合はこのように記載しています。施設状況等に応じて読み替えていただくか、ご修正いただいて構いません。

▲ ひな形の内容（社会福祉施設の場合）

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ3②

### 事前休業の判断基準の検討

- 施設の事前休業・休園等を判断する基準を記載しています。
- 着色部分について、施設の運営事情等に応じてご修正ください（修正の必要がなければこのままで構いません）。

<p>● 事前休業の判断について</p> <p>大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。</p> <p>午前 6 時の時点で、都全域又は「千代田区」に以下のいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪、高潮）</li><li>・ 暴風警報</li><li>・ 暴風雪警報</li><li>・ 大雪警報</li><li>・ 大雨警報</li><li>・ 洪水警報</li><li>・ 高潮警報</li></ul>
--

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ4

## 災害種別に応じた防災体制の確認

- 各項目について、施設の状況に応じて追記または修正を行います（特になければこのままで構いません）。

### 注意点

- ・ 災害種別（荒川洪水・神田川洪水・高潮・土砂災害）ごとにページを作成してあります。
- ・ 対象外のものについては、ページごと削除してください。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨注意報発表 ・洪水注意報発表 ・台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想されるとき	注意 レベル 2 体制 確立	・洪水予報等の情報収集 ・浸水に備えた準備を行う。	総括・情報班 避難誘導班
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・大雨警報の発表 ・洪水警報の発表	警戒 レベル 3 体制 確立	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者・家族への事前連絡 ・施設内の避難場所の確認 ・特に避難に時間がかかる利用者の避難を開始	総括・情報班 避難誘導班 総括・情報班 避難誘導班 避難誘導班

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ5

## 情報収集・伝達方法の確認

- 情報収集方法について、施設でほかに使用しているものがあれば追記します（Yahoo!防災など）。
- 利用者への伝達内容を追記します。なお、避難場所については次のステップで詳しく確認します。

### 5 情報収集・伝達

#### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報・避難情報等	気象警報	安全・安心メール、テレビ、インターネット気象情報
	洪水予報、水位到達情報	千代田区河川管理システム（区HP）、インターネット気象情報
	土砂災害警戒情報	安全・安心メール、防災行政無線、戸別受信機
その他	高齢者等避難、避難指示	安全・安心メール、防災行政無線、戸別受信機
	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の前兆現象 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

#### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ6

## 避難場所等の検討

- 災害種別ごとに、避難場所、移動距離及び移動手段を記入します（対象外の災害については空欄で構いません）。
- 「立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所」には、被害が想定されない場所にある避難先※を記載します。
- 垂直避難の場合は、施設内で浸水等が想定されない上階を記入します。

### ※ 避難先の考え方

- 避難する場所と言われると区立学校などの避難所を連想しがちですが、避難所は開設までに時間を要する場合があります。
- 必ずしも避難所に行く必要はありません。例えば、被害が想定されない系列施設が近隣にある場合は、相手方と調整の上、そちらを避難先とする選択肢もあります。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		台
			徒歩	車両	
施設名（洪水（荒川））		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名（土砂災害）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（上記避難場所が使用できない場合）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		台
			徒歩	車両	
施設名（洪水（荒川））		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名（土砂災害）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2) 垂直避難を行う場合

垂直避難の場合

	建物名称	避難階	移動手段
垂直避難（洪水（荒川））		階	
垂直避難（洪水（神田川））		階	
垂直避難（高潮）		階	
垂直避難（土砂災害）		階	

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ7

## 避難確保のための資器材・設備の確認

- 避難確保のために、日ごろから備蓄する資機材や物資、施設に備える設備を記入します。
- 主だったものをあらかじめ記載しておりますので、実態に応じてご修正ください。
- まだ資機材等の準備ができていないという場合には、こちらを参考に検討・準備をお願いいたします。

避難確保資器材一覧	
	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、幼児・児童・生徒）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋、手指消毒用アルコール
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
	土のう、止水板、〇〇〇〇
土砂災害に対する避難を確保するための対策※	
	自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇
※事前の対策	

## 4 避難確保計画の作成について

### ステップ8

### 防災教育・訓練の実施時期の検討

- 施設職員に対する防災教育（研修）及び訓練の時期などを記載します。
- 施設において想定される災害リスクや防災知識の研修、水害を想定した訓練を行います。特に、**訓練の実施及び実施結果の区への報告は法律上の義務**ですので、必ず実施してください。

#### 8 防災教育及び訓練の実施

毎年 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 月に作成する。

#### ● 水防法 第15条の3 第5項

第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

#### ● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法） 第8条の2 第5項

第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

# 4 避難確保・浸水防止計画の作成について

## ステップ1

## その他

## 避難訓練実施結果報告書

訓練実施結果報告書

施設名				
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで			
実施場所				
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> その他の災害 ( )			
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 回上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練		
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練		
	<input type="checkbox"/> 重直避難訓練	<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
	(訓練内容を適時自由記載)			
訓練参加者 ・参加人数	従業員(全員・一部)	名(うちパート・アルバイト	名)	
	施設利用者(全員・一部)	名(うち通所者	名)	
	その他訓練参加者: 施設利用者の家族 名			
	地域の協力者 名 その他 名			
訓練実施責任者	職	氏名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間	時間 分
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性			
その他				
訓練によって確認された課題とその改善方法等				
訓練記録作成者	職	氏名		

訓練実施の際の報告書は区HPにフォーマットが載っていますので、それをご活用ください。

区HP「浸水想定区域等内の地下街等および要配慮者利用施設の避難確保・浸水防止計画の作成」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/bosai-taisaku/fusui-dosha-saigai/keikaku.html>

## 4 避難確保計画の作成について

### ステップ9

### 自衛水防組織の訓練時期の検討

- 自衛水防組織を設置する場合の、訓練の実施時期等について記載します。
- 設置する場合は、着色部分に訓練の実施時期を入力します。
- 前述のとおり設置は努力義務ですので、設置しない場合はページごと削除してください。

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月 に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月 に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を千代田区へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

# 4 避難確保計画の作成について

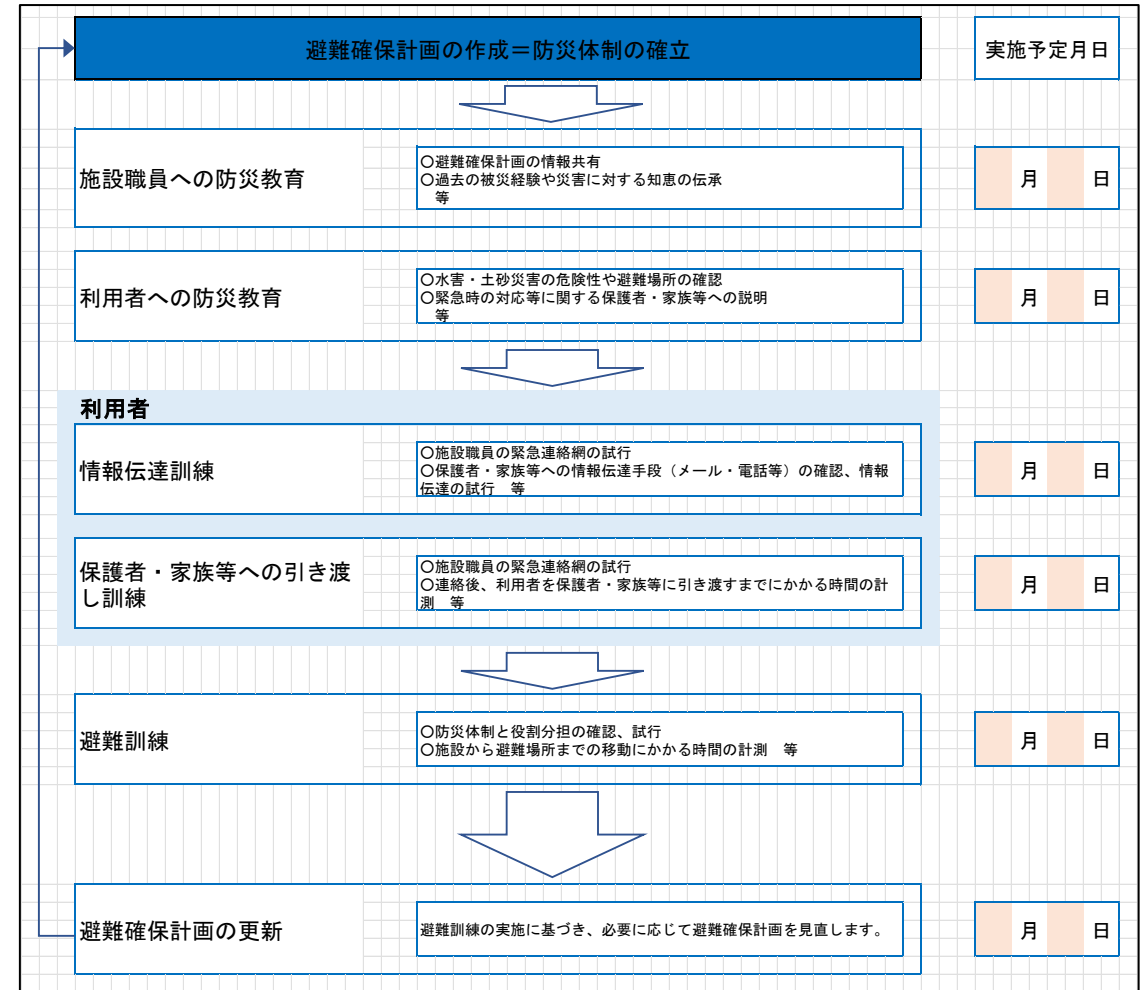
## ステップ10

## 防災教育及び訓練の年間計画の作成

- 防災教育や訓練の実施について、年間計画を作成します。
- ステップ8で記載した内容と重複する部分もありますので、一致するように記載します。

### ★ポイント

- ひな形には情報伝達訓練、引渡し訓練、避難訓練などを記載していますが、この通りにすべて行う必要はありません。
- 「人手・時間が足りない」「どんな訓練をすれば良いのかわからない」など悩む場合には、国土交通省作成のパンフレット等もぜひご活用ください。
  - ① [要配慮者利用施設における「水害時の避難訓練」でお悩みのみなさまへ](#)
  - ② [要配慮者利用施設における避難確保計画作成・活用の手引き](#)



## 4 避難確保計画の作成について

### ステップ11～13 ▶ 緊急連絡先の作成

- 災害時の職員や利用者等との連絡のため、「利用者緊急連絡先一覧表」「緊急連絡網」「外部機関等の緊急連絡先一覧表」の3つについて、あらかじめ作成しておきます。
- 既存の名簿や連絡網がある場合は、一から作成する必要はありません。既存のものをご活用ください。
- 個人情報が含まれる内容のため、区へ計画を提出する際はこの部分は省略してください。

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ14

## 防災体制一覧表の作成

- 各施設の管理者等を中心とした水害時の防災体制を作成します。
- 実際に対応する際の混乱を防ぐため、各職員の役割分担についてもあらかじめ検討・整理します。施設の職員数に応じて、対応できる範囲での体制を構築してください。
- 自衛水防組織を設置する施設の場合は、この「防災体制一覧表」の作成は不要です。代わりに「自衛水防組織の編成と任務」のページにご記入ください（内容はほぼ変わりません）。

管理権限者 ( ) (代行者 )		
情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ15

## 施設周辺の避難地図作成

- 施設から避難先への地図を作成します。
- まずは、ステップ6で検討した避難場所を表に記入します。
- 施設から避難場所への避難地図（経路も含む）を作成します。Google map等を活用した、簡単なもので構いません。

	立ち退き避難		垂直避難
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水（荒川）			
洪水（神田川）			
高潮			
土砂			



# 4 避難確保計画の作成について

## ステップ15

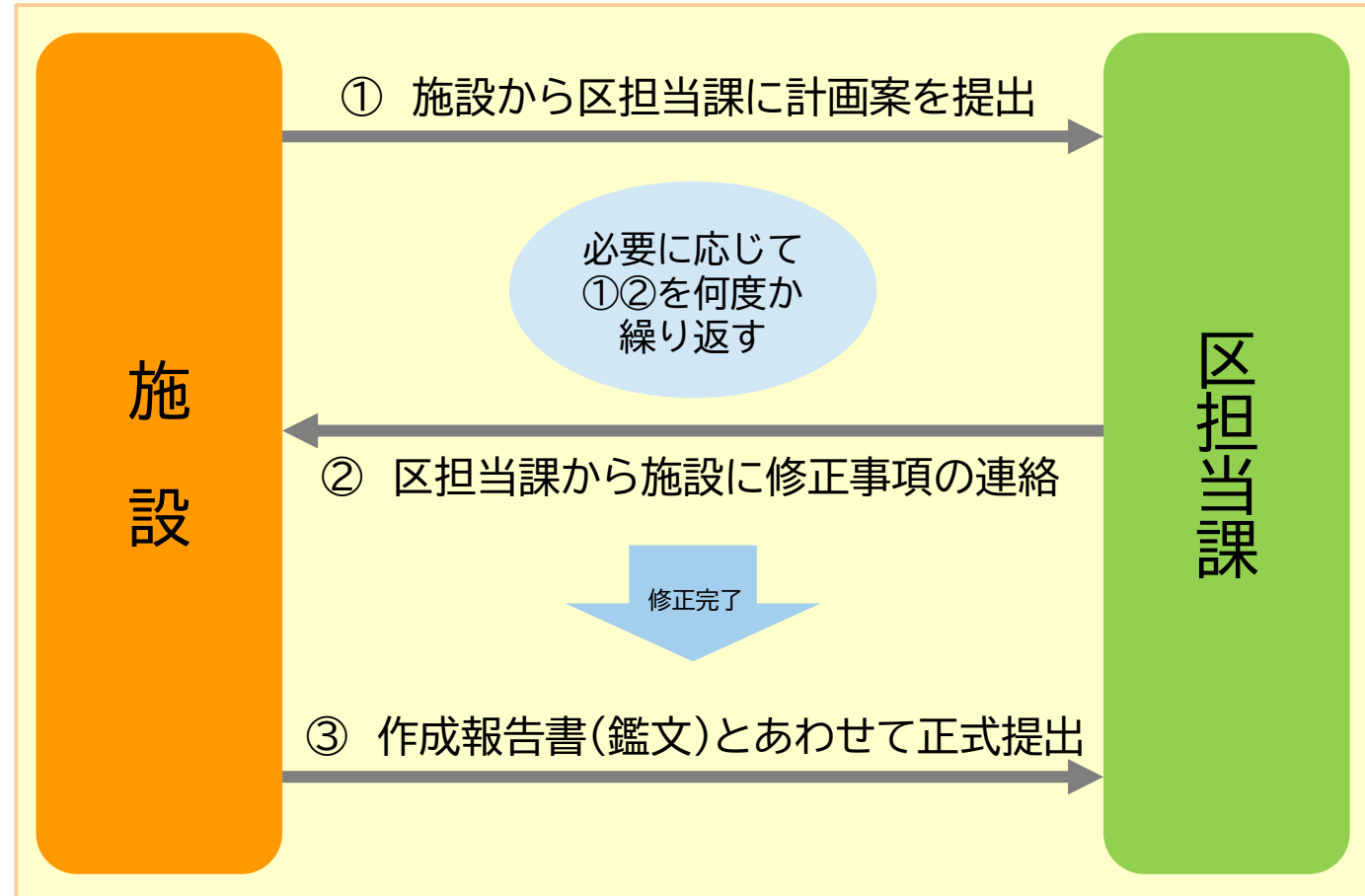
## 施設周辺の避難地図作成



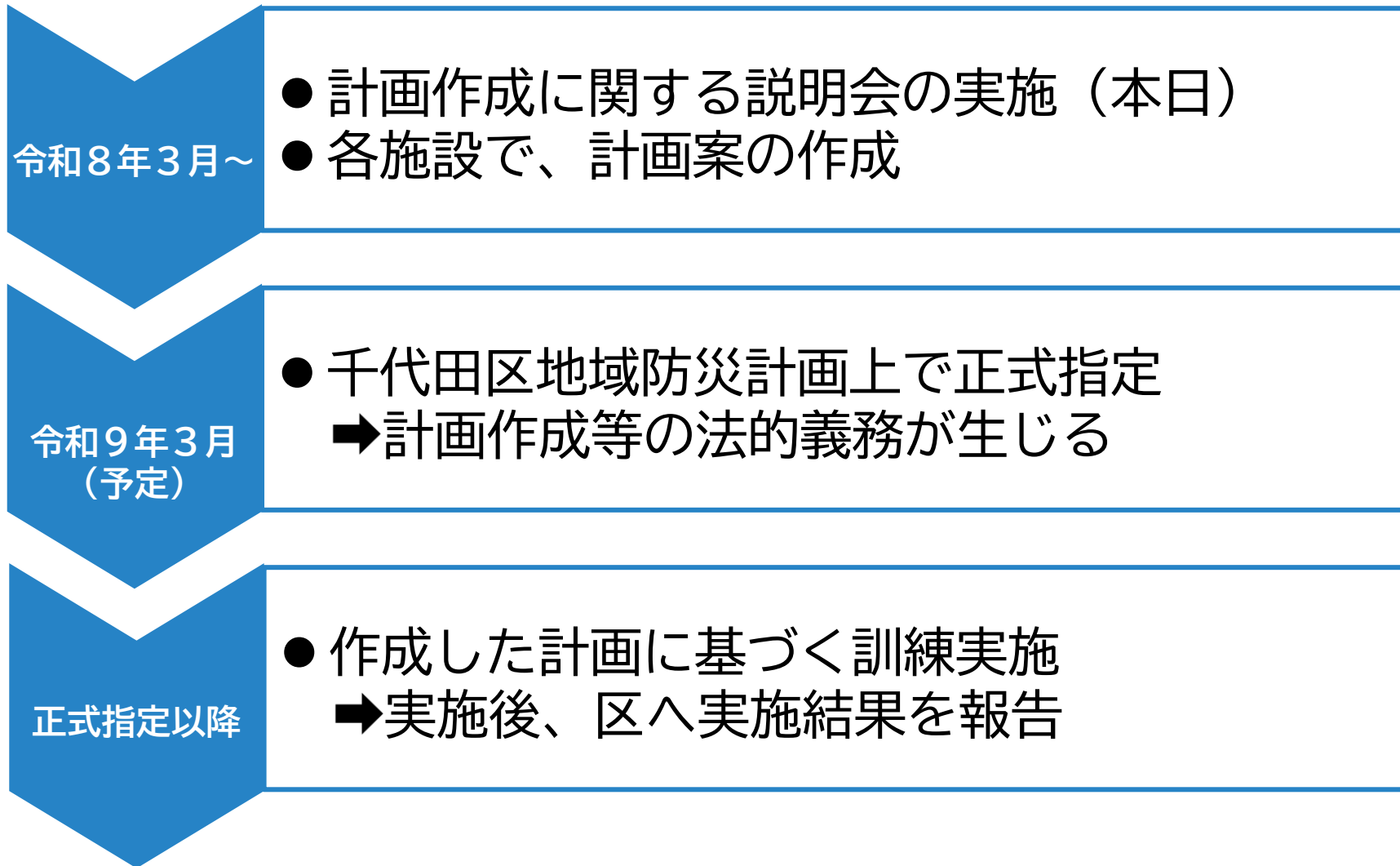
## 4 避難確保計画の作成について

### ◎ 計画提出時の流れについて

- ひな形に沿って計画を作成したら、区担当課に案としてメールでご提出ください。内容を確認の上、必要に応じて修正事項をお伝えします。
- 修正が完了したら、作成報告書とあわせて正式にご提出ください。押印不要ですので、正式提出の際もメールで構いません。
- 施設によって、提出窓口となる担当課が異なります（後日お知らせします）。
- 訓練実施結果報告書の提出は、様式に必要な事項を入力のうちメール等でご提出いただくだけで構いません。



## 5 今後のスケジュール



ご参加ありがとうございました。  
ご質問等ありましたら、お気軽に下記連絡先へ  
お問い合わせください。

【問い合わせ先】

千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課

防災調整係 平尾・廣津・水野

TEL：03-5211-4187

Mail：saigaitaisaku@city.chiyoda.lg.jp